

第6期習志野市障がい福祉計画

・第2期習志野市障がい児福祉計画概要版

【計画策定の背景】

わが国の障がい者施策は、障がいのある人および障がいのある子（以下「障がいのある人」）に必要な支援を行うことにより、「共生社会」の実現を目指し、さまざまな制度を整備してきました。

「障害福祉計画」および「障害児福祉計画」は、障害福祉サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みとして導入されたものです。「障害福祉計画」は、平成18年施行の障害者自立支援法（平成25年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」）に改正）において、市町村にその策定が義務づけられ、「障害児福祉計画」は、平成30年の児童福祉法の改正において、市町村にその策定が義務づけられました。

本市の「障害福祉計画」は、平成18年に「第1期障害福祉計画」を策定し、以降3年ごとに見直しを行ってきました。平成30年には、「第5期習志野市障がい福祉計画」（以下「第5期障がい福祉計画」）の策定に合わせて本市の「障害児福祉計画」である「第1期習志野市障がい児福祉計画」（以下「第1期障がい児福祉計画」）を策定し、両計画の一体的な推進を図っています。

今回は、「第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」の実績と本市の障がいのある人の現状などを踏まえ、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の確保と、障害者総合支援法および児童福祉法に基づく事業の円滑な実施について定めた計画として、「第6期習志野市障がい福祉計画・第2期習志野市障がい児福祉計画」を策定しました。

【計画の期間】

令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

本市の障がいのある人のための施策に関する基本的な計画である「第4期習志野市障がい者基本計画」の計画期間と合わせることで両計画の一体的な実施を図ります。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第4期習志野市障がい者基本計画（平成30年度～令和5年度）					
第5期習志野市障がい福祉計画 ・第1期習志野市障がい児福祉計画 （平成30年度～令和2年度）			第6期習志野市障がい福祉計画 ・第2期習志野市障がい児福祉計画 （令和3年度～令和5年度）		

【計画の特徴】

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援などの課題に対応するために必要な障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）と、成果目標を達成するために必要なサービスごとの見込量など（活動指標）を設定します。また、障害者

総合支援法第77条に基づく地域生活支援事業についても、事業ごとの見込量などを設定します。

【成果目標と活動指標または地域生活支援事業の関係図】

